

茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資

(令和3年1月27日要項改正版)

茨城県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆様に対し、茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資で資金繰りをサポートしています。

制 度 名	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 資 金 枠					茨 城 県 単 独 枠
制 度 略 称	県コロナ対策					県コロナ単独枠
	A	B	C	D	E	
対 象 者	個人 (小規模事業者)	法人 個人事業主 (小規模事業者を除く)		法人 個人事業主 (小規模事業者を除く)		法人・個人
市 町 村 認 定 書	経営安定関連4号 経営安定関連5号 危機関連	経営安定関連4号 経営安定関連5号 危機関連		経営安定関連5号		経営安定関連4号 経営安定関連5号 危機関連
認 定 書 記 載 の 売 上 減 少 率	▲5%以上	▲15%以上		▲ 5%以上 ▲15%未満		▲5%以上
融 資 限 度 額	6,000万円					2,000万円
保 証 割 合	経営安定関連保証4号・危機関連保証100% 経営安定関連保証5号80%					
信用保証料	0.85%	経営者保証 あり 0.85%	経営者保証 なし 1.05%	経営者保証 あり 0.85%	経営者保証 なし 1.05%	経営安定関連保証 4 号 0.70% 経営安定関連保証5号 危機関連保証 0.80%
信用保証料補助	100%			50%		無し
融 資 利 率	3年以内：年1.3% 3年超5年以内：年1.4% 5年超7年以内：年1.5% 7年超10年以内：年1.6%					
利 子 補 給	3年間全額利子補給			無し		無し
対 象 資 金	経営の安定に必要な事業資金（運転資金、設備資金、運転設備資金）					
借 換	既存保証（県制度・協会制度）であれば、すべて借換対象 但し、責任共有対象制度(80%)を責任共有対象外制度(100%)で 借換えることは、不可。※例外の取扱いあり （本制度による借換をご検討される場合にはご相談ください。）					既存保証(県制度・協会制度)で あれば、すべて借換対象 但し、責任共有対象制度(80%) を責任共有対象外制度(100%) で借換えることは、不可。
保 証 期 間	10年以内（据置期間5年以内） ※「新型コロナウイルス感染症対応資金枠」において、据置期間1年超の場合は、据置期間中モニタリングを行い、 半年に一度、保証協会に報告する。					
返 済 方 法	原則均等分割弁済、保証期間1年以内の場合は一括弁済可					
担 保	無担保（既設定根抵当権の引当を除く。）					必要に応じて
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。					
添 付 資 料	市町村長の認定書（経営安定関連4号、5号、危機関連）、県制度融資申込書 県コロナ対策CおよびEにおいては、経営者保証免除対応確認書					
取 扱 期 間	令和2年5月1日から令和3年3月31日保証申込受付分（令和3年3月31日融資実行分）まで					

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します！

茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINEはこちら



本店営業部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号
保証課県央・鹿行グループ
保証課県北グループ

茨城県産業会館6階

☎029-224-7812

☎029-224-7826

土浦支店

〒300-0043

土浦市中央二丁目2番28号
保証課県南グループ
保証課県西グループ

☎029-826-7812

☎029-826-7826

経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号
経営支援課本店担当グループ
経営支援課支店担当グループ
経営支援課経営相談グループ
創業支援課

茨城県産業会館2階

☎029-224-7813

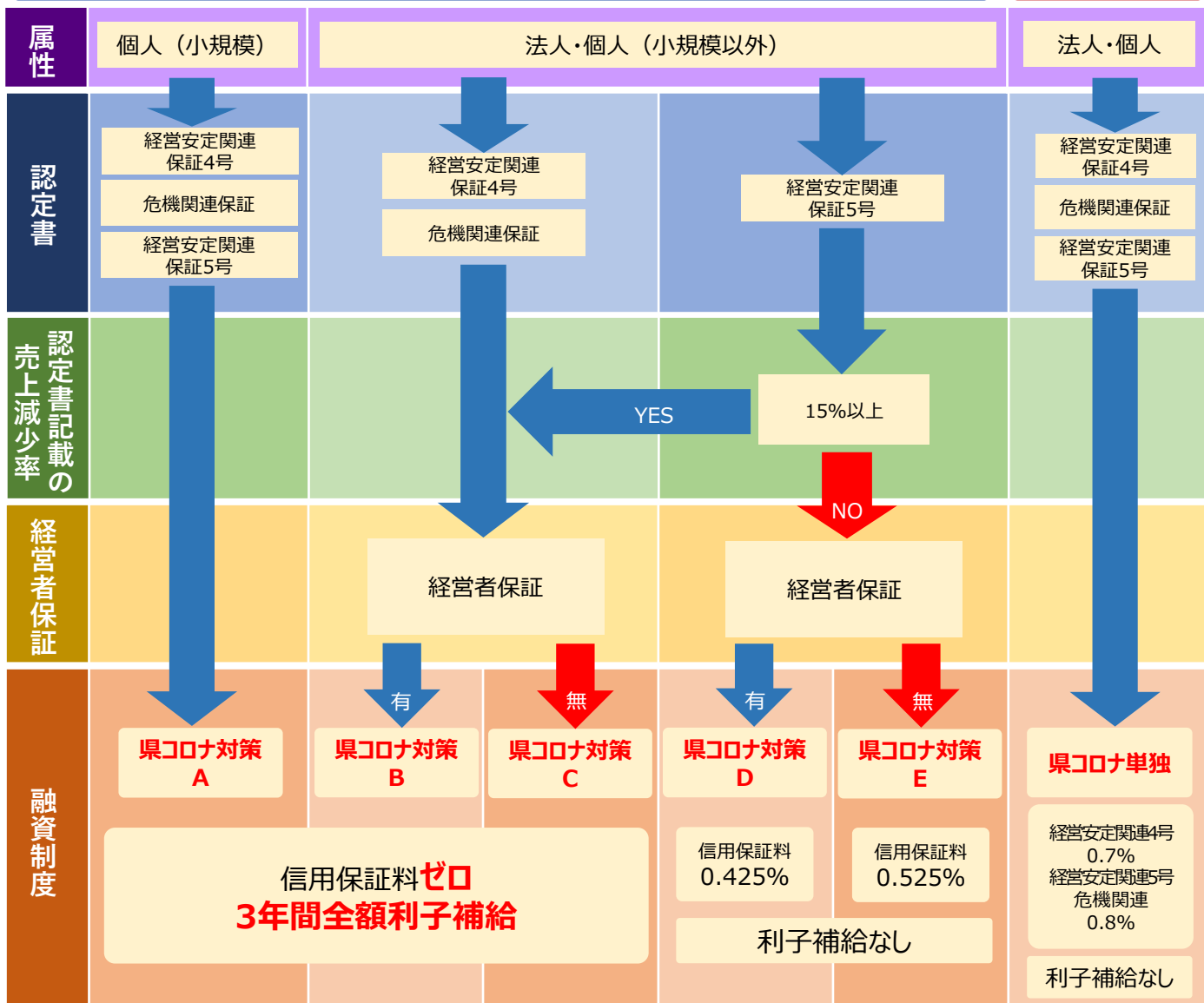
☎029-224-7858

☎029-224-7823

☎029-224-7865

新型コロナウイルス感染症対応資金枠

県単独枠



融資実行までの事務フロー

